



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月8日(金) 第9606号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	2
○同	2
○同	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	3
○所在不分明通知(森林保全課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第168号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 渋川市金井字大野2843番26の一部、2843番35の一部、2843番51の一部、2843番52、2843番53の一部、2843番55の一部、2843番56の一部、2843番57の一部、2843番58の一部、2843番59、2843番60の一部、渋川字折原3780番3の一部、3781番8の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年5月23日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人F-n e x t
- 3 代表者の氏名 柴田典子
- 4 主たる事務所の所在地 群馬県伊勢崎市波志江町1790番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者(児)・高齢者・社会的孤立に対して生活の基盤づくりと社会参加への活動の支援に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年5月23日

- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人両毛伝統文化芸能振興会太田ぶんか倶楽部
- 3 代表者の氏名 山岡美奈子
- 4 主たる事務所の所在地 太田市本町40番31号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、太田市及び両毛地区に居住する人をはじめ全ての人に対して、豊かな町づくり、地域活性化に努め文化教育芸術活動に関する事業を行い、その普及育成継承に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年5月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人響
- 3 代表者の氏名 黒澤美穂
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市下佐野町638番地13
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に障害を持つ方やその家族、支援者に対し日常生活に関するサポートをすることを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年5月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カウンセリング&コミュニケーション・μ
- 3 代表者の氏名 山本泉
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市本町一丁目16番16号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人として生きていく上において必要な知識や技能の習得ならびに教養の向上を図ること、また、生きるために生ずる悩み事を持つ人の相談・交流・学習を支援することを目的とする。

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を渋川市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年6月8日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市北橋町箱田字宮ノ前427の4	(亡) 今井傳四郎 (相) 今井四郎	
渋川市北橋町分郷八崎字東山671、676の2、690	玉田忍	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市北橋町下箱田字岩上610の6	登坂光枝	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年2月12日群馬県告示第32号

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111